

## 新潟市共同企業体運用基準

平成4年4月1日改正  
平成6年4月1日改正  
平成10年4月1日改正  
平成13年6月1日改正  
平成14年4月1日改正  
平成25年4月1日改正

### (目的)

第1条 この基準は、新潟市建設工事入札参加資格審査要綱第12条の規定に基づき、共同企業体の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (共同企業体活用の原則)

第2条 市工事の発注に当たっては、単体企業への発注を原則とし、共同企業体の活用は、その工事の種類と目的を勘案し、単体企業による施工に比べ効果的な施工が確保できる事を原則とする。

### (対象工事)

第3条 共同企業体の発注に付すべき工事(以下「対象工事」という。)は次の各号に掲げる工事で、かつ指名委員会(以下「委員会」という。)が指定したものとする。

ただし、特別の事由がある場合については、この基準によらないことができる。

全体工事費が概ね5億円以上の土木工事

全体工事費が概ね3億円以上の建築工事

全体工事費が概ね1億円以上の設備工事

全体工事費が概ね7千5百万円以上の造園工事

2 前項のほか、工事の性格等に照らし、共同企業体による効果的かつ円滑な共同施工が確保できると認められる工事

### (構成員の要件)

第4条 共同企業体の構成員は、次に該当するものでなければならないものとする。

有資格者名簿に登載され、かつ発注工事に係る業種の格付がなされている対象工事については最上位の等級のもの。

ただし、格付がなされていない業種又は、最上位の業者が少ない場合については、委員会に諮り決定するものとする。

対象工事に対応する許可業種について、建設業法第3条の許可を受けてから3年以上の営業実績があるもの。

工事規模にかかわらず対象工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請としての実績を有し、対象工事と同種の工事を施工した経験があるもの。

対象工事を施工し得る監理技術者又は、国家資格を有する主任技術者を専任で配置できるもの。

その他市長が特に必要と定める要件。

( 構成員数 )

第 5 条 共同企業体の構成員数は、2 社とする。

ただし、第 3 条第 1 項に掲げる金額の 2 倍以上の工事については、3 社以上とすることができる。

( 結成方法 )

第 6 条 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

この場合、構成員は当該工事について他の共同企業体の構成員となることはできない。

( 運営形態 )

第 7 条 共同企業体の運営形態は、各構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式でなければならない。

( 代表者 )

第 8 条 共同企業体の代表者(以下「代表者」という。)は、構成員のうち施工能力等に照らし、円滑な共同施工を確保する上で中心的な役割を担うことができるものでなければならない。

また、構成員の等級が異なる場合は、構成員中で最上位に格付けされたものでなければならない。

( 出資比率 )

第 9 条 代表者の出資比率は、構成員のうち最大の出資比率でなければならないものとする。

2 構成員のうち最小の出資比率は、当該企業体の構成員数に応じ、次の割合以上でなければならないものとする。

構成員数	最小出資比率
2 社	30%以上
3 社	20%以上
4 社	15%以上

( 資格審査の申請 )

第 10 条 資格審査を受けようとする共同企業体は、共同企業体入札参加資格審査申請書(様式 1 号)に協定書(様式 2 号)を添えて、資格審査の申請をしなければならない。

(入札参加資格審査)

第11条 資格審査会は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに審査を行ない適格者とされたものは資格者名簿に登載する。

(存続期間)

第12条 契約を締結した共同企業体の存続期間は、当該工事の公告の際、定めた日までとする。

ただし、当該存続期間満了後であっても、当該工事につき担保責任がある場合には、構成員であったものは連帯してその責を負うものとする。

2 建設工事を請負うことができなかつた共同企業体の存続期間は、当該工事に係る請負契約が締結された日までとする。

(共同企業体からの脱退に対する承認)

第13条 構成員は、市長の承認がなければ、工事の途中において、共同企業体から脱退することができないものとする。

(その他)

第14条 この基準により難しい場合には委員会に諮り、別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成元年5月15日から施行する。

附 則

この基準は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。